

院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものである。
当院では、全職員が院内感染防止対策を把握し、感染症の予防に留意している。
また、発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図るよう努める。

2. 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

病院各部の職員が職種横断的に協力し、予防対策を効果的に行う組織として感染対策委員会を設置する。委員会は、月1回開催し、必要に応じて臨時開催する。
また、委員会の下部組織として、院内感染対策に関する日常的な活動を行う感染対策作業部会を設置する。

3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本的事項

院内感染対策に関する知識・技能を習得し、個々の職員の意識を高めるため、年に2回程度研修会を開催する。
また、外部の研修会への参加をすすめ、院内での報告会を開催するなど、職員の積極的な取り組みを促す。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本の方針

法令に定められた感染症の届出及びMRSA等耐性菌の検出状況について週1回感染情報レポートを作成し、月1回感染症対策委員会へ報告を行う。委員会での審議及び検討状況について、現場への適切なフィードバックを実施する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症が発生または疑われる場合は、医師、看護師、薬剤科または検査科より速やかに感染対策作業部会へ報告し、具体的対応、拡大防止策を実施する。また、必要に応じて協力関係にある地域の他医療機関や保健所と連携して対応する。

6. その他、院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、感染防止対策マニュアルを作成し、全職員への周知徹底を図るとともに、当該マニュアルの適宜見直し、改訂を行う。

7. 抗菌薬適正使用の方策

抗菌薬使用患者について、感染対策作業部会で定期的に確認し、連携医療機関とのカンファレンス等により助言を受け、抗菌薬が適正に使用されているか確認を行う。

8. 他の医療機関との連携体制

感染対策の強化、医療関連感染発生時に助言を受けるため、名古屋市立大学病院及び名古屋市立大学医学部附属東部医療センターと連携を行い、情報の共有を行う。